

京都大学研修規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第九十五号)

京都大学研修規程(昭和二十四年達示第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「学部、」を「学部、研究科又は」に改める。

第三条中「受入教官」を「受入教員」に改める。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 入学料の額は、別表第一に定める額とする。

2 第五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 研修料の額は、別表第一に定める額とする。

2 第五条に次の一項を加える。

4 既納の研修料その他の費用は、返還しない。

6 第六条中「研修は」を「研修期間は一年以内とし」に、「一年」を「受入を許可された日の属する事業年度(国立大学法人京都大学会計規程(平成十六年達示第九十二号)第四条に定めるものをいう。)」に改める。

8 第八条中「受入教官」を「受入教員」に改める。

9 第九条の二を削る。

2 第二の章名中「情報処理関係内地研究員、特殊教育内地留学生、日本学術振興会特別研究員、私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員、教員研修センター研修員」を「教育研究機関研究員」に、「ユネスコ国際大学院研修講座研修生、国立大学派遣研究員」を「日本学術振興会特別研究員」に改める。

11 第十一条を次のように改める。

11 第十一条 本学以外の国立大学(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)別表第一の第二欄に掲げる大学をいう。以下同じ。)又は国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号)第十二条の規定により設置されるものをいう。以下同じ。)の教員(国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成十六年達示第七十号)の適用を受ける教員に相当するものをいう。以下同じ。)で、教授研究能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する国立大学又は国立高等専門学校(以下「国立大学等」という。)の長からの依頼に基づき、内地研究員として、当該部局の議を経て総長が許可する。

2 本学の教員が、前項の目的により、本学以外の国立大学等で研究に従事することを志望するときは、総長は、当該部局の長の推薦に基づき、かつ、あらかじめ受入機関の長の承諾を得て、許可する。

12 第十二条第一項中「第七条、第九条及び第十条」を「第五条第三項及び第四項並びに第七条から第十条まで」に改め、「情報処理関係内地研究員及び日本学術振興会特別研究員」を削り、同条第三項中「第五条第二項」を「第五条第三項及び第四項」に、「第七条、第九条、第九条の二第二項及び第十条」を「並びに第七条から第十条まで」に、「私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員」を「教育研究機関研究員」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五条第二項、第六条、第七条、第九条、第九条の二第二項及び第十条」を「第五条第三項及び第四項並びに第六条から第十条まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第四条及び第七条から第十条までの規定は、日本学術振興会特別研究員に準用する。

12 第十二条中第五項を削り、同条第六項中「第四条、第五条第二項、第六条本文、第九条、第九条の二第二項及び第十条」を「第五条第三項及び第四項並びに第八条から第十条まで」に改め、「及び中国医学研修生」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

11 第十一条の次に次の八条を加える。

12 第十二条 国立大学等以外の教育研究機関(私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学をいう。以下同じ。)の教員で、教授研究能力を向上させることを目的として、又は理科教育若しくは産業教育の振興に資するため、独立行政法人教員研修センターが実施

する教員派遣研修における研修生として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する研究機関の長又は独立行政法人教員研修センター理事長からの依頼に基づき、教育研究機関研究員として、当該部局の議を経て総長が許可する。

第十三条 民間会社等の現職技術者又は研究者で、その能力を向上させることを目的として、部局において、指導教員の指導のもとに研修を志望する者があるときは、当該所属する民間会社等の長からの依頼に基づき、受託研究員として、当該部局の長が許可する。

2 部局長は、前項により受入を許可したときは、速やかに総長に報告するものとする。

第十四条 独立行政法人日本学術振興会による特別研究員に採用された者（大学院博士課程修了者等に限定。）で、部局において、指導教員の指導のもとに研究に従事しようとするときは、日本学術振興会特別研究員として、当該部局の長が受入を許可する。

第十五条 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が、開発途上国の自立的発展並びに文化的水準及び知的水準の向上に資するため開発途上国から研修員を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、機構の理事長からの申請に基づき、外国人受託研修員として、当該部局の議を経て総長が受入を許可する。

第十六条 財団法人日中医学協会（以下「協会」という。）が、中華人民共和国における保健医療に従事する人材の養成に資するため同国から研修生を招致する場合において、本学に対し当該研修員に係る研修の実施依頼があるときは、協会の理事長からの申請に基づき、中国医学研修生として、当該部局の議を経て総長が受入を許可する。

第十七条 内地研究員、教育研究機関研究員、受託研究員、日本学術振興会特別研究員、外国人受託研修員及び中国医学研修生（以下「研究員等」という。）に対しては、当該部局において指導教員を定める。

第十八条 内地研究員の研究期間は、六か月以上十か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、又は短縮することができる。

2 外国人受託研修員の研修期間は、一年以内とする。

3 前項の研修期間区分は、研修する期間の日数により一か月を単位として区分する。

第十九条 研究員等に対しては、入学料を徴収しない。

2 研究員等（日本学術振興会特別研究員を除く。）は、別表第二に定める研修料又は研究料を納付しなければならない。

3 前項の研修料又は研究料は、委託者が研修期間に係る全額を前納しなければならない。

第二十条 次の次に次の一条を加える。

第二十一条 前十条に定めるもののほか、研究員等に関し必要な事項は、総長が別に定める。

（別表第一）

（別表第二）

別添のとおり

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

別表第1 研修員の入学料及び研修料

入学料	研修料の額(月額)
84,600円	28,900円

別表第2 研究員等の研修料・研究料

区 分		研修料・研究料の額
内地研究員		教授：28,000円(月額) 助教授：15,000円(月額) 講師：11,000円(月額) 助手：7,000円(月額)
教育研究機関研究員	私学研修員	実験系：36,080円(月額) 非実験系：18,040円(月額)
	専修学校研修員	実験系：36,080円(月額) 非実験系：18,040円(月額)
	公立高等専門学校研修員	実験系：36,080円(月額) 非実験系：18,040円(月額)
	公立大学研修員	実験系：36,080円(月額) 非実験系：18,040円(月額)
	教員研修センター研修員	実験系：9,720円(月額) 非実験系：5,640円(月額)
受託研究員	一般	長期(6月を超えて1年以内) ：541,200円 短期(6月以内) ：270,600円
	農林水産省国内留学研究員	長期(6月を超えて1年以内) ：541,200円 短期(6月以内) ：270,600円
	農林水産省流動研究員	3月以内：135,300円
	農林水産省改良普及員	6月以内：270,600円
	農林水産省専門技術員等	3月以内：135,300円
外国人受託研修員		226,000円(月額)
中国医学研修生		12月：541,200円 6月：270,600円